

To tomorrow  
**きらめく  
 玉手箱**  
 Vol.13

新しきチャレンジ編  
 こだわり抜いた空間で  
 ワクワクするサービスを

「北秋田市の男全員をカッコよくしたい!」と意気込み、鷹巣地区に新たにオープンした「BARBER SHOP 846」代表の八代正弘さんにお話を伺いました。

「夜の遅い時間まで営業をしているため、近所の方々に迷惑がかりづらい場所を選びました。また、北秋田市を選んだ理由は、妻の両親へ親孝行がしたいと思っていたからです」



▲BARBER SHOP846を開業された代表の八代正弘さん

**Qお店を始めようと思ったきっかけは何ですか?**  
 「北秋田市も含め東北地区には、フェードスタイルが浸透しておらず、また得意とするお店がありませんでした。そのため、私がこれまで培ってきた経験と技術を生かして、たくさんの人をカッコよくしたいと思い、若い頃からハマっているビリヤードやアメリカンガレージの雰囲気が詰まったお店を作りました」

**Qこの場所を選んだ理由は何ですか?**  
 「夜の遅い時間まで営業をしているため、近所の方々に迷惑がかりづらい場所を選びました。また、北秋田市を選んだ理由は、妻の両親へ親孝行がしたいと思っていたからです」

**Q今後の展望とお客さまへのメッセージ**  
 「本日もワクワクする1日にしましょう!」これは、私が毎朝イン스타그램に投稿する言葉です。『今度どんな髪型になるんだろう?』『どのくらいカッコよくなるんだろう?』と、私のお店で髪を切ることが、お客様の「ワクワク」となるように、得意としている欧州スタイルのフェードカットを中心に、様々なスタイルを提供していきますので、皆さまのご来店をお待ちしています!」



**Qお客様にはどのように利用してもらいたいですか?**  
 「低料金で設定しているので、気軽に月何回でも来てもらって、常にかっこいい自分を味わってもらいたいです。また『完全予約制・完全マンツーマン』で営業しているので、お客様には出来るだけ早く予約を入れてほしいのが本音です。これは『少しでもお金を稼ぎたい!』という考えからではなく、お客様一人ひとりと真剣に向き合い、時間をかけてお客様に合ったスタイルを思考、そして」

**Q今後の展望とお客さまへのメッセージ**  
 「本日もワクワクする1日にしましょう!」これは、私が毎朝インstagramに投稿する言葉です。『今度どんな髪型になるんだろう?』『どのくらいカッコよくなるんだろう?』と、私のお店で髪を切ることが、お客様の「ワクワク」となるように、得意としている欧州スタイルのフェードカットを中心に、様々なスタイルを提供していきますので、皆さまのご来店をお待ちしています!」

▲LINE

▲Instagram

**[BARBER SHOP846]**  
 住 所：北秋田市綴子字田中表134-7  
 定休日：月曜日 第3日曜日  
 営業時間：8時30分～13時 18時～23時  
 電話番号：090-5596-9428 (繋がらない場合は必ず折り返します)



**申請の期限が迫っています!**  
**子育て世帯生活支援特別給付金**  
**(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

- 申請が必要な方**  
 次の①～③のいずれかに該当する場合、給付金を受け取るには申請が必要です。
- ① 高校生のみ(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)を養育する父母等で令和3年度の住民税均等割が非課税の方
  - ② 令和3年5月1日から令和4年2月末までに生まれた新生児を養育する父母等で令和3年度の住民税均等割が非課税の方
  - ③ 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税相当の収入となった方
- 支給額**  
 児童1人当たり一律5万円
- 申請手続**  
 申請書等は市ホームページに掲載のほか、福祉課子ども福祉係の窓口で配布します。
- 申請場所**  
 福祉課子ども福祉係(本庁舎1階9窓口) ※郵送可
- 申請期限** 令和4年2月28日(月)まで

☎ 福祉課子ども福祉係 ☎62-6638

**不要となった学生服や学用品等の  
 リユースにご協力ください**

北秋田市では、子育て世帯の経済的負担軽減と資源の有効活用、そして子どもたちが希望をもって暮らせる社会づくりを目的に、ご家庭で不要となった学生服や学用品等をリユース(再利用)する「北秋田市子育て支援学用品リユース事業」を実施しています。ご家庭で使わなくなった下記の品物の無償提供にご協力をお願いします。

- 【回収する品物】**  
 中学生・高校生の制服(夏用・冬用) / 学校指定のジャージ / 学校指定のカバン / 柔道着(体育の授業で使用するもの)  
 ※統廃合により現在使用されていないものは回収できません。  
 ※クリーニングまたは洗濯済みのものに限り回収します。  
 ※氏名等が記載されているものは、個人情報のため可能な限り消していただくようお願いします。



- 【回収場所・期間】** 通年(※閉庁日を除く) 9時～17時  
 回収場所 福祉課子ども福祉係(本庁舎1階9窓口) / 合川総合窓口センター / 森吉総合窓口センター / 阿仁総合窓口センター
- 【譲渡会について】**  
 譲渡会の開催は、今後の感染症等の状況も考慮したうえで検討します。

☎ 福祉課子ども福祉係 ☎62-6638